

公益財団法人アジア・アフリカ文化財団

令和3年度 事業計画

(令和3年4月～令和4年3月)

はじめに

令和3年度も例年同様、アジア・アフリカ図書館（社会教育事業）・専門学校アジア・アフリカ語学院（学校教育事業）の運営、人材交流（国際交流事業）及び技能実習生受入れ（国際協力事業）など従来の事業の充実を図るとともに、三鷹市・三鷹市教育委員会とのパートナーシップ協定に基づく「三鷹市立南部図書館みんなみ」との協働事業（社会教育事業）の充実に努めたい。なお、コロナ禍にあることを踏まえ、各活動の実施にあたっては、オンライン対応を付加するなどの工夫を加える。

社会教育（アジア・アフリカ図書館）事業

(1) アジア・アフリカ世界の言語・文化・社会に関する蔵書収集及び閲覧・貸出し

デジタルデータによる蔵書登録を継続するとともに、国立情報学研究所の「CiNii Books（サイニイ・ブックス）」に対する当館所蔵図書の登録を進め、学術機関間の相互貸借に貢献する。

(2) アジア・アフリカ世界の言語・文化・社会に関する文化講座の開催

一般の人々を対象とした「アジア・アフリカを知る集い」を開催する。

(3) アジア・アフリカ世界の言語・文化・社会に関する調査・翻訳の受託

レファレンスを含めた調査・翻訳の依頼に対応する。

(4) 三鷹市が「三鷹市立南部図書館みんなみ」を運営するための施設の貸与及び運営への協力

- 郭沫若文庫の所蔵品を三鷹市立南部図書館に無償貸与し、同図書館が市民向けに公開する際、調査研究や展示企画等に協力する。
- 図書の閲覧・貸出しに関する協力関係を強化する。
- 当館を利用する一般市民を念頭においた閲覧・貸出しサービスの拡充と、アジア・アフリカ世界の理解の促進に資する資料の収集を行う。
- 三鷹市立南部図書館主催または同図書館関連団体が主催する国際理解の促進に係る事業の企画及び実施に協力する。

(5) その他

- 『アジア・アフリカ図書館だより（第7号）』を刊行する。

- 当館閲覧室内における企画展示を実施する。
- 『改造日報』の公開・閲覧を可能とするための準備を行う。
- 図書館調査協力者の拡充を図る。

学校教育（アジア・アフリカ語学院）事業

(1) 日本語ならびにアジア・アフリカの言語・文化・社会に関する教育

① 学校教育法第124条に基づく専修学校専門課程の教育

日本語学科においては、外国人学生を対象とした日本語教育及び卒業後の進路指導（進学指導・就職指導）を行う。コースは全日制1年、同1.5年及び同2年の3コース。定員140名。学生募集については、近年新たに取り組んできた募集地域（インドネシア等）における活動は継続するものの規模は縮小し、東アジア地域での募集に注力する。また、日本での就職を目標とする外国人学生を対象として新設した「一般1年コース」は、令和4年4月からの開講を目指して募集活動を行う。

日本語教育学科においては、日本人と外国人学生双方を対象に日本語教師養成を目的とした教育を行う。全日制2年コース。入学定員10名、学科定員20名。

なお、令和3年度の開講を見送ることになった韓国語学科及びインド語学科（全日制1年コース、各定員20名）は継続設置し、募集に努める。

② 上記専修学校の附帯教育及び別科

a) 個人・法人・自治体・国の機関を対象とした社会人教育

一般社会人を対象としたアジア・アフリカ諸言語の講座や文化講座をグループ及びプライベート形式で実施する。加えて令和3年度は、オンライン講座などインターネットを活用した新たな講座を企画・実施する。法人（企業・官公庁など）を対象とした語学研修は従来同様、各法人からの依頼に応じて企画・実施する。

b) 在日外国人子弟に対する日本語教育及び学習支援

文部科学省が定義する「日本語の習得を必要とする外国人児童生徒」を主たる対象とした日本語習得及び教科の学習支援を行う。令和3年度は、日本語学習と同時に日本の社会、文化について学ぶことを目的とする「子ども日本語教室」（仮称）の実験的な開講を行い、外国人児童生徒に対する有効な教育プログラムを模索する。

(2) 学生寄宿舍の運営（自己所有及び借り上げ宿舎の運営）

外国人学生寄宿舍「有朋館（ゆうほうかん）」と「青雲公寓（せいうんこうぐう）」の運営と学校周辺の貸し物件を借り受けて留学生に提供する。

国際交流事業（人材交流活動）

(1) アジア・アフリカ世界と日本の人々を対象とした異文化体験の提供

アジア・アフリカ世界の教育関係者及び日本留学希望者を日本に招くプログラムを企画・実施する。令和3年度は、東アジア地域在住の日本留学希望者を対象としたオンライン講座「日本留学進学指導」及び同「日本留学試験（EJU）総合科目対策」を実施する。

(2) アジア・アフリカ世界と日本の教育者・技術者などを対象とした人材交流の実施 ならびにこれに係る職業紹介

アジア・アフリカ世界及び日本における人材募集の情報を収集し、広報するとともに人材のマッチアップに努める。令和3年度は、平成31年4月から運用が開始された新たな在留資格「特定技能」を利用した職業紹介に取り組む。

国際協力事業（外国人技能実習生受入れ活動）

(1) 技能実習生に対する職業紹介・受入れ・講習の実施及び技能実習生の実習実施機関に対する指導と監査

- 一般監理事業の許可を受けた監理団体として、技能実習法に基づいた適正な実習監理事業を行う。
- 入国後講習実施場所として美浦研修センターの運営を継続する。また令和3年度は、従来の講習に加え、配属済みの実習生を対象とした日本語のフォローアップ教育を試行する。
- 技能実習制度との関連性が高い外国人就労の新たな在留資格「特定技能」の運用状況について引き続き情報収集を行い、実習実施者の要請に応じて「登録支援機関」として支援活動を行う。

(2) アジア・アフリカ世界の日本語教育機関に対する日本語教師の派遣を含めた日本語教育並びに運営に係る支援

- ミャンマー・タウンジーにおけるシャン・ジャパニーズ・センターの活動によって構築した人的ネットワークを活用し、ミャンマーに対するオンラインによる日本語教育普及活動を試行する。

以上